

改 正 案	現 行
<p>（評価委員の任命）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）<u>第四条第六項</u>の評価委員は、必要のつど、<u>国土交通大臣が国土交通省の職員のうちから一人任命し、理事長が次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ国土交通大臣の認可を受けて任命する。</u></p> <p>一 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の役員</p> <p>二 事業団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者</p> <p>三 学識経験のある者</p> <p>2 理事長は、評価に係る財産の出資者中に初めて事業団に出資する地方公共団体があるときは、前項の規定による評価委員のほか、<u>国土交通大臣の認可を受けて、その地方公共団体の長が推薦した者一人（その地方公共団体が二以上あるときは、それらの地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから一人）</u>を評価委員として任命しなければならない。</p> <p>（技術検定）</p> <p>第四条 法第二十六条第一項第四号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、<u>学科試験により行う。</u></p> <p>（次の表 略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（評価委員の任命）</p> <p>第一条 日本下水道事業団法（以下「法」という。）<u>第四条第六項</u>の評価委員は、<u>国土交通大臣が、必要のつど、次に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ任命する。</u></p> <p>一 <u>財務省の職員</u></p> <p>二 <u>国土交通省の職員</u></p> <p>三 日本下水道事業団（以下「事業団」という。）の役員</p> <p>四 事業団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者</p> <p>五 学識経験のある者</p> <p>2 国土交通大臣は、評価に係る財産の出資者中にはじめて事業団に出資する地方公共団体があるときは、前項の規定による評価委員のほか、その地方公共団体の長が推薦した者一人（その地方公共団体が二以上あるときは、それらの地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから一人）を評価委員として任命しなければならない。</p> <p>（技術検定）</p> <p>第四条 法第二十六条第一項第五号の技術検定は、次の表の検定区分の欄に掲げる区分に従い、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として、<u>学科試験により行う。</u></p> <p>（次の表 略）</p> <p>2・3 （略）</p>

(他の法令の準用)

第五条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第一号、第二号及び第七号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十三条第一項第一号並びに第五十八条の二第一項第三号
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条
- 四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項
- 五 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十条第一項第三号
- 六 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号
- 七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項
- 八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号
- 九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四十号）第十一条
- 十 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第五項

(補助金)

第五条 法第三十七条第二項の規定による補助金の額は、法第二十六条第一項第四号に掲げる業務に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）の額に当該業務の実施により生ずべき収益の見込額を勘案して国土交通大臣が定める率を乗じて得た額を国土交通大臣が定めるところにより区分した額にそれぞれ下水道法第三十四条の規定による公共下水道又は流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合と同一の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

(他の法令の準用)

第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十五条第一項、第三十条、第三十一条、第三十五条第三項、第六十一条（これらの規定を船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十七号）第一条において準用する場合を含む。）及び第百六条第二項（第百四十八条第一項において準用する場合を含む。）
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（第八十四条第三項（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百三十八條第一項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項ただし書（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第百二十五条第一項ただし書（第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）
- 四 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十八條第一項
- 五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第九条（第二十条第三項において準用する場合を含む。）
- 六 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五十六条第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条第二項

- 七 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十一
条
- 八 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十三条
- 九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第
四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四
十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項
において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六
十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第
一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第
一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項並びに第八十条第
一項
- 十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四
年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条
- 十一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十
一条（第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第
十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二
号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項
- 十二 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第
八項
- 十三 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第
三十四号）第十条第一項第三号
- 十四 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第
一項第三号
- 十五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（
平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第六号及び第五十四
条
- 十六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建
築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二

項

十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十三条第一項第三号

十八 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一項第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

二十 登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）第七条

二十一 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十二 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第五項及び第六項第一号

二十三 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第四条及び第十二条

二十四 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条

二十五 被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

2 | 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

不動産登記法第三十条	命令又八規則ヲ以テ	日本下水道事業団
五条第三項（船舶登記規則第二項）	指定セラレタル官庁	ノ理事長ガ指定シ
記規則第一条において	又八公署ノ職員	其官ヲ官報ヲ以テ

て準用する場合を含む。）

土地収用法第二十一条第一項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

土地収用法第二十一条第二項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

登記手数料令第七条

公告シタル日本下水道事業団ノ役員又ハ職員

日本下水道事業団

行政機関若しくはその地方支分部局の長

日本下水道事業団

当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長

日本下水道事業団

国又は地方公共団体の職員

日本下水道事業団の役員又は職員

第六条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、事業団を地

第七条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、事業団を国

方公共団体とみなして、これらの命令を準用する。

附則

(施行期日)

1 (略)

(都市計画法の準用)

2 法附則第二項の規定により事業団が同項に規定する業務を行う場合には、都市計画法第五十九条第二項及び第六十三条第一項の規定については、事業団を都道府県とみなして、これらの規定を準用する。

(補助金)

3 法附則第三項の規定による補助金の額は、法附則第二項に規定する業務(附帯する業務を除く。)に要する費用(国土交通大臣が定める費用を除く。)の額に当該業務の実施により生ずべき収益の見込額を勘案して国土交通大臣が定める率を乗じて得た額を国土交通大臣が定めるところにより区分した額にそれぞれ下水道法第三十四条の規定による公共下水道又は流域下水道の設置又は改築に要する費用に係る国の補助の割合と同一の割合を乗じて得た額を合算した額とする。

4～7 (略)

の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

附則

(施行期日)

1 この政令は、下水道事業センター法の施行の日から施行する。

(特殊法人登記令の一部改正)

2 特殊法人登記令(昭和三十九年政令第二十八号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(国家公務員等退職手当法施行令の一部改正)

3 国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

4～7 (略)

行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>行政相談委員法第二条第一項第一号に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 <u>日本下水道事業団</u></p>

財政構造改革の推進に関する特別措置法施行令（平成九年政令第三百四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるもの指 定） 第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げる ものとする。 一～七 （略）</p>	<p>（特殊法人に準ずる法人であつて補助金等が交付されるもの指 定） 第六条 法第三十六条に規定する政令で定める法人は、次に掲げる ものとする。 一～七 （略） 八 <u>日本下水道事業団</u></p>

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 （略）二 通信・放送機構三 （略）	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 （略）二 通信・<u>放送機構及び日本下水道事業団</u>三 （略）